

平成30年2月27日

各 位

会社名 トレックス・セミコンダクター株式会社
代表者名 代表取締役 芝宮 孝司
社長執行役員
(コード番号：6616 東証第二部)
問合せ先 取締役 執行役員 日笠 基
管理本部 本部長
(TEL. 03-6222-2875)

新株式発行及び株式売出し並びに自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成30年2月27日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出し並びに自己株式の処分に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社普通株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社グループは、各種アナログIC製品の開発・製造・販売を行っており、「常に豊かな知性と感性を磨き、市場に適応した価値ある製品を創出し、豊かな社会の実現と地球環境の保全に貢献するとともに、私たちの事業に携わるすべての人々が共に繁栄すること」という企業理念に基づき、当社及び連結子会社8社（販売子会社6社、製造子会社2社）によって事業活動を展開しております。

当社グループの主力製品であるアナログ電源ICの市場は、あらゆる製品の電子制御化やネットワーク化が進展していくことに伴い、今後も拡大を続けていくことが期待されます。当社グループは、創業以来培ってきた小型化・省電力化の技術を活かし、重点分野である産業機器・車載機器の市場に向けた高付加価値製品の開発・販売に注力しております。その一方で市場から要求される製品の性能・サービス・品質は、ますます高度化していくことが予想され、当社の競争力及び成長力の維持向上のためには、こうした要求に迅速に対応していく事業基盤の確立が必須となっております。

当社におきましても、グループ内の製造部門とグループ外の協力企業にリソースを効率的に配分・活用し、自社生産企業とファブレス（注1）企業の双方のメリットを併せ持つことによる企業価値の一層の向上を図るため、平成28年4月にフェニテックセミコンダクター株式会社を子会社化いたしました。同社は国内で唯一のディスクリート（注2）ファンドリー（注3）専門企業として、受託生産を中心とし、顧客仕様に基づくウェアの生産・販売を行っております。ファンドリー市場は、技術の進展に合わせて絶え間ない投資を要するとともに、同業他社との競争の中で品質・納期等に対する顧客の要求水準はますます高まる傾向にあります。

今回の新株式発行及び自己株式の処分による調達資金は、上記フェニテックセミコンダクター株式会社の新工場等の設備投資資金、並びに当社の製品開発に使用する機械装置及びソフトウェアの購入資金に充当する予定であります。今後の成長戦略に必要な資金を調達するとともに財務体質を強化することで、当社グループの更なる発展を目指して事業活動を行ってまいります。

更に、上記新株式発行及び自己株式の処分と同時に株式売出しを実施することにより、当社株式の株式分布状況の改善及び流動性の向上による株主層の多様化を図ってまいります。

注1：ファブレス…工場を持たず、製品の開発・設計だけを行い、製造は外部に委託するメーカーなどを指します。

注2：ディスクリート…IC（集積回路）と対比して、一つの機能のみを備え、集積されていない半導体製品を指します。

注3：ファンドリー…自社では設計せずに顧客からの設計データに基づいて製品を造る会社を指します。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,550,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年3月7日(水)から平成30年3月13日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成30年3月20日(火)
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 芝宮孝司に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 200,000株
- (2) 売出人 野村証券株式会社
- (3) 売出価格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売出方法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 平成30年3月22日(木)

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 野村証券株式会社が当社株主である尾崎正晴（以下「当初売却人」という。）より買取る当社普通株式200,000株について売出しを行うものであります。
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員芝宮孝司に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 262,500株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から262,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成30年3月22日(木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員芝宮孝司に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 262,500株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 決 定 方 法 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 割 当 先 野村証券株式会社
- (4) 申 込 期 間 平成30年3月28日(水)
(申 込 期 日)
- (5) 払 込 期 日 平成30年3月29日(木)
- (6) 申 込 株 数 単 位 100株
- (7) 上記(4)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、募集を打ち切るものとする。
- (8) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 芝宮孝司に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から262,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、262,500株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成30年2月27日（火）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式262,500株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当」という。）を、平成30年3月29日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成30年3月22日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 一般募集による新株式発行に伴う発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	9,539,200株	（平成30年1月31日現在）
新株式発行による増加株式数	1,550,000株	
新株式発行後の発行済株式総数	11,089,200株	

3. 本件第三者割当に伴う自己株式数の推移

現在の自己株式数	465,568株	（平成30年1月31日現在）
本件第三者割当による処分株式数	262,500株	（注）
本件第三者割当後の自己株式数	203,068株	（注）

（注）前記「4. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数（処分株式数）の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、処分が行われた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当に係る手取概算額合計上限 2,583,955,625 円については、2,400,000,000 円を平成 30 年 9 月末までに当社連結子会社であるフェニテックセミコンダクター株式会社に対する出資資金に、180,000,000 円を平成 31 年 3 月末までに製品開発に使用する機械装置及びソフトウェアの購入資金に、残額が生じた場合には平成 31 年 3 月末までに借入金の返済にそれぞれ充当する予定であります。

フェニテックセミコンダクター株式会社は、当社からの出資資金のうち 2,000,000,000 円を平成 32 年 9 月までに同社第一工場における新棟建設・増床、新規設備の導入等に充当し、400,000,000 円を平成 31 年 3 月末までに借入金の返済に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画は、平成 30 年 2 月 27 日現在（ただし、既支払額は平成 29 年 12 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	セグメントの 名称	投資予算金額		資金調達方法	着手予定 年月	完了予定 年月	完成後 の増加 能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
当社本社 (東京都中央区)	設計用ソフトウ ェア及び開発開 連設備	日本	530,844	263,843	増資資金及び 自己株式処分 資金(注2)	平成 26 年 4 月	平成 31 年 3 月 (注4)	(注7)
当社本社 (東京都中央区)	IT 基盤 ソフトウェア	日本	436,102	61,137	増資資金 (注3)	平成 26 年 4 月	平成 32 年 3 月 (注5)	(注7)
当社本社 (東京都中央区)	製造関連設備 (機械装置、 工具器具備品)	日本	410,628	280,964	増資資金(注 3)及び自己 資金	平成 26 年 4 月	平成 30 年 3 月 (注6)	(注7)
当社本社 (東京都中央区)	その他	日本	131,843	77,724	増資資金 (注3)	平成 26 年 4 月	平成 30 年 3 月	(注7)
当社関西支社 (大阪府吹田市)	設計用ソフトウ ェア及び開発開 連設備	日本	700,197	545,128	増資資金 (注3)	平成 26 年 4 月	平成 30 年 3 月	(注7)
フェニテックセミ コンダクター株式会 社 本社工場 (岡山県井原市)	製造関連設備 (機械装置、 工具器具備品 等)	日本	114,100	6,253	借入金及び 自己資金	平成 29 年 4 月	平成 30 年 3 月	(注8)
フェニテックセミ コンダクター株式会 社 第一工場 (岡山県井原市)	製造関連設備 (機械装置、 工具器具備品 等)	日本	1,654,574	66,774	借入金及び 自己資金	平成 29 年 4 月	平成 33 年 3 月	(注8)
フェニテックセミ コンダクター株式会 社 第一工場 (岡山県井原市)	製造関連設備 (建物・附属設 備)	日本	1,442,000	—	当社からの出 資資金(注 9)、借入金 及び自己資金	平成 30 年 3 月	平成 30 年 7 月	(注10)
フェニテックセミ コンダクター株式会 社 第一工場 (岡山県井原市)	製造関連設備 (建物増床)	日本	309,000	—	当社からの出 資資金(注 9)、借入金 及び自己資金	平成 29 年 12 月	平成 30 年 3 月	(注10)
フェニテックセミ コンダクター株式会 社 第一工場 (岡山県井原市)	製造関連設備 (機械装置)	日本	319,000	—	当社からの出 資資金(注 9)、借入金 及び自己資金	平成 30 年 3 月	平成 32 年 9 月	(注10)
フェニテックセミ コンダクター株式会 社 第一工場 (岡山県井原市)	製造関連設備 (機械装置)	日本	336,800	—	当社からの出 資資金(注 9)、借入金 及び自己資金	平成 30 年 9 月	平成 32 年 9 月	(注10)
フェニテックセミ コンダクター株式会 社 鹿児島工場 (鹿児島県始良郡)	製造関連設備 (機械装置、 工具器具備品 等)	日本	100,000	1,145	借入金及び 自己資金	平成 29 年 4 月	平成 30 年 3 月	(注8)

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 平成 26 年 4 月に実施した増資資金並びに今回の増資資金及び自己株式処分資金であります。
3. 平成 26 年 4 月に実施した増資資金であります。
4. 計画の見直しに伴い、完了予定年月を平成 30 年 3 月から平成 31 年 3 月に変更しております。
5. 計画の見直しに伴い、完了予定年月を平成 30 年 3 月から平成 32 年 3 月に変更しております。
6. 計画の見直しに伴い、完了予定年月を平成 29 年 3 月から平成 30 年 3 月に変更しております。
7. 完成後の増加能力は、増加能力を具体的に数値化することは困難なため、記載しておりません。
8. 製造設備・付帯設備の更新・維持と生産性改善及び品質改善を目的としているため、増加能力はありません。
9. 「当社からの出資資金」は、当社が今回の増資資金及び自己株式処分資金を、子会社へ出資するものであります。
10. 生産効率向上等を目的とした合理化投資による費用の削減を見込んでおりますが、増加能力を具体的に数値化することは困難なため、記載しておりません。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の用途に充当することにより、生産性向上による固定費および労務費の削減が見込まれ、また、借入金返済による財務体質の改善に寄与するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。このような観点から利益配分につきましては、戦略的投資による成長力の向上を図りつつ、当社を取り巻く経営環境並びに中長期の連結業績及び株主資本利益率の水準を踏まえて実施していくこととしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当につきましては、業績水準を反映した利益配分として連結配当性向を重視しています。また、安定的かつ継続的な株主還元の拡充として株主資本配当率（DOE）を重視して実施してまいります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、研究開発、設備投資、新たな事業分野への投資、財務体質の維持などに有効投資してまいりたいと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益金額	118.10円	54.59円	308.77円
1株当たり年間配当額 (内1株当たり中間配当額)	27.50円 (12.50円)	32.00円 (16.00円)	32.00円 (16.00円)
連結配当性向	23.4%	58.6%	10.7%
自己資本連結当期純利益率	13.3%	5.3%	26.3%
連結純資産配当率	2.9%	3.1%	2.8%

- (注) 1. 当社は平成27年4月1日付で、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、1株当たり連結当期純利益金額及び1株当たり年間配当額については、平成27年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し記載しております。
2. 連結配当性向は、配当金総額を親会社株主に帰属する当期純利益で除した数値であります。
3. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（連結純資産合計から非支配株主持分（又は少数株主持分）を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結純資産額（期首と期末の平均）で除した数値であります。
5. 平成27年3月期の1株当たり年間配当額については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用いたしております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。なお、一般募集後の発行済株式総数（11,089,200株）に対する下記の交付株式残数の比率は0.45%となる見込みであります。

ストックオプション付与の状況（平成30年1月31日現在）

決議日	交付株式 残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成22年6月24日 定時株主総会特別決議 及び 平成22年7月15日 取締役会決議	50,000株	763円	382円	平成24年7月16日から 平成32年7月15日まで

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年 月 日	調達した資金の額	調達後資本金	調達後資本準備金
平成 29 年 8 月 30 日	第三者割当による 自己株式の処分 93,240 千円	1,838,178 千円	1,503,178 千円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
始 値	4,480 円 □1,550 円	1,534 円	1,590 円	1,930 円
高 値	12,750 円 □1,680 円	1,847 円	2,040 円	2,150 円
安 値	2,903 円 □1,449 円	830 円	942 円	1,490 円
終 値	6,570 円 □1,531 円	1,591 円	1,893 円	1,672 円
株価収益率	13.0 倍	29.1 倍	6.1 倍	—

- (注) 1. 当社は平成 26 年 4 月 8 日付をもって東京証券取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。また、株価は、平成 27 年 10 月 15 日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所 JASDAQ におけるものであります。
2. 平成 27 年 3 月期の□印は株式分割（平成 27 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株を 4 株に分割）による権利落後の株価を示しております。
3. 平成 30 年 3 月期の株価については、平成 30 年 2 月 26 日(月)現在で表示しております。
4. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、当初売却人である尾崎正晴並びに当社株主である藤阪知之、芝宮孝司、尾崎公子及び藤阪信子は野村證券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出しのための売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。